

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第2-114号**

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県人事委員会規則第2-80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第2号様式（第3条関係） 意見照会書 第 号 年 月 日 様 新潟県人事委員会 <u>（公印省略）</u> （略） （略）</p>	<p>別記 第2号様式（第3条関係） 意見照会書 第 号 年 月 日 様 新潟県人事委員会 印 （略） （略）</p>

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。